

介 第 2131 号

平成25年3月22日

各介護保険事業者 様

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長

介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定居宅サービス等及び指定
介護予防サービス等に関する基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号，第74条第1項及び第2項並びに第70条第2項第1号の規定により「倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月19日倉敷市条例第58号）」（以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び「倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月14日倉敷市規則第14号）」（以下「指定居宅サービス等規則」という。）並びに法第54条第1項第2号，第115条の4第1項及び第2項並びに第115条の2第2項第1号の規定により「倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月19日倉敷市条例第61号）」（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）及び「倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年3月14日倉敷市規則第15号）」（以下「指定介護予防サービス等規則」という。）を定め，平成25年4月1日から施行することとしています。その運用に当たっては，次のことに留意し，適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか，「指定居宅サービス等条例」，「指定居宅サービス等規則」，「指定介護予防サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等規則」の運用に当たっては，「指

定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し，これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は，適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」，「指定居宅サービス等規則」，「指定介護予防サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等規則」において本市独自に盛り込まれた基準等については，市独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので，指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は，別紙の留意事項を十分に確認の上，適正に事業を運営すること。

(別紙)

第1 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第4条, 指定介護予防サービス等条例第4条)

指定の申請者は法人でなければならない。ただし, 次のア及びイは除く。

ア 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。), 診療所(同条第2項の診療所をいう。以下同じ。)又は薬局(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。)が行う場合の次のサービス

- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 介護予防居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス

- ・ 訪問看護
- ・ 介護予防訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 介護予防通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護

第2 介護サービス

1 総則

(1) 虐待防止等に係る研修(介護サービス共通)

(指定居宅サービス等条例第6条第1項)

高齢者の尊厳を守り, 高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

事業者は, 「高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」(以下, 「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十

分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(2) 成年後見制度の活用（介護サービス共通）

（指定居宅サービス等条例第6条第2項）

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(3) 非常災害対策（指定通所介護，指定療養通所介護，基準該当通所介護，指定通所リハビリテーション，指定短期入所生活介護，ユニット型指定短期入所生活介護，基準該当短期入所生活介護，指定短期入所療養介護，ユニット型指定短期入所療養介護，指定特定施設入居者生活介護，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護）

（指定居宅サービス等条例第7条）

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の

災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

2 訪問介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第14条第2項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等規則第 4 条第 1 項)

準用する基準省令解釈通知に加え，利用者及び事業者双方の保護の立場から，サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも，同意を得る方法は，できる限り書面によることが望ましい。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 3 2 条第 2 項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については，完結の日から 5 年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは，利用者との契約の終了日ではなく，それぞれの書類ごとに，その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において，当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては，保存業務の煩雑さを避ける観点から，それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては，その期間の満了日の所属する年度）の終了後，5 年間保存する等，適正な運用を図るものとする。

なお，他の法令等により，5 年間以上の保管期間が義務付けられているものについては，それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の 3 (9) ， (1 3) ， (2 3) 及び (2 5) の「二年間」は，指定居宅サービス等規則の規定に従い，「5 年間」とする。

(4) 基準該当訪問介護

(指定居宅サービス等条例第 1 9 条，指定居宅サービス等規則第 3 4 条)

準用の規定により，(1) から (3) までを参照すること。

3 訪問入浴介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 2 4 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 3 9 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

(3) 準用

(指定居宅サービス等規則第 4 0 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。

(4) 基準該当訪問入浴介護

(指定居宅サービス等条例第 2 9 条，指定居宅サービス等規則第 4 1 条)

準用の規定により、(1) 及び (2) 並びに 2 の (2) を参照すること。

4 訪問看護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 3 4 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 5 0 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の三の 3 (5) の「二年間」は、指定居宅サービス等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

(3) 準用

(指定居宅サービス等規則第 5 1 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。

5 訪問リハビリテーション

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 3 9 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 5 5 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の四の 3 (3) の「二年間」は、指定居宅サービス等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

(3) 準用

(指定居宅サービス等規則第 5 6 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。

6 居宅療養管理指導

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 4 4 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 5 9 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

(3) 準用

(指定居宅サービス等規則第 6 0 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。

7 通所介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 5 0 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 6 7 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の六の 3 (3) の「二年間」は，指定居宅サービス等規則の規定に従い，「5 年間」とする。

(3) 準用

(指定居宅サービス等規則第 6 8 条)

準用の規定により，2 の (2) を参照すること。

(4) 指定療養通所介護

ア 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等規則第 6 9 条第 1 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2 の (2) を参照すること。

イ 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 7 8 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の六の 5 (4) の八の「二年間」は，指定居宅サービス等規則の規定に従い，「5 年間」とする。

(1) については，通所介護と共通する事項であるため，(1) を参照すること。

(5) 基準該当通所介護

(指定居宅サービス等条例第 6 2 条，指定居宅サービス等規則第 8 0 条)

準用の規定により，(1) 及び (2) 並びに 2 の (2) を参照すること。

8 通所リハビリテーション

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 6 6 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 8 5 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の七の 3 (1) の「二年間」は、指定居宅サービス等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

(3) 準用

(指定居宅サービス等規則第 8 6 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。

9 短期入所生活介護

(1) 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定居宅サービス等条例第 7 2 条第 9 項)

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

(2) 取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 7 3 条第 6 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(3) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等規則第 8 7 条第 1 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (2) を参照すること。

(4) 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等規則第 9 2 条第 2 項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から，地域の旬の食材を活用し，季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(5) その他サービスの提供に規定するレクリエーション

(指定居宅サービス等規則第 9 6 条第 1 項)

充実した日常生活につながるよう，利用者からの要望を考慮して，個々の嗜好に応じた趣味，教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(6) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 1 0 1 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の八の 3 (4) 及び (5) の「二年間」は，指定居宅サービス等規則の規定に従い，「5年間」とする。

(7) ユニット型指定短期入所生活介護

ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定居宅サービス等条例第 7 6 条第 1 0 項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため，(1)を参照すること。

イ 取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 7 7 条 8 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2の(1)を参照すること。

ウ 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等規則第 1 0 6 条第 2 項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため，(4)を参照すること。

エ 準用

(指定居宅サービス等規則第 1 1 1 条)

準用の規定により，（３）及び（６）を参照すること。

（８）基準該当短期入所生活介護

（指定居宅サービス等条例第８３条，指定居宅サービス等規則第１１３条）

準用の規定により，（２）から（６）までを参照すること。

１０ 短期入所療養介護

（１）取扱方針に規定する質の評価

（指定居宅サービス等条例第８７条第６項）

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，２の（１）を参照すること。

（２）食事に規定する地産地消

（指定居宅サービス等規則第１２１条第２項）

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため，９の（４）を参照すること。

（３）その他サービスの提供に規定するレクリエーション

（指定居宅サービス等規則第１２２条第１項）

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため，９の（５）を参照すること。

（４）記録の整備に規定する保存年限

（指定居宅サービス等規則第１２５条第２項）

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，２の（３）を参照すること。

基準省令解釈通知第三の九の２（２）及び（３）の「二年間」は，指定居宅サービス等規則の規定に従い，「５年間」とする。

（５）準用

（指定居宅サービス等規則第１２６条）

準用の規定により，９の（２）を参照すること。

(6) ユニット型指定短期入所療養介護

ア 取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 9 2 条第 8 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

イ 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等規則第 1 3 0 条第 2 項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、9 の (4) を参照すること。

ウ 準用

(指定居宅サービス等規則第 1 3 5 条)

準用の規定により、(4) 及び (5) で準用する 9 の (2) を参照すること。

1 1 特定施設入居者生活介護

(1) 取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第 9 7 条第 6 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 1 5 0 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の十の 3 (4) ， (7) 及び (1 2) の「二年間」は、指定居宅サービス等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

(3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

ア 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第 1 5 7 条第 2 項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第三の十の二の 3 (4) の「二年間」は、指定居宅サービス等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

イ 準用

(指定居宅サービス等条例第103条)

準用の規定により、(1)を参照すること。

1.2 福祉用具貸与

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第108条第3項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第166条第2項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の十一の3(3)の二及び(6)の「二年間」は、指定居宅サービス等規則の規定に従い、「5年間」とする。

(3) 準用

(指定居宅サービス等規則第167条)

準用の規定により、2の(2)を参照すること。

(4) 基準該当福祉用具貸与

(指定居宅サービス等条例第111条、指定居宅サービス等規則第168条)

準用の規定により、(1)及び(2)まで並びに2の(2)を参照すること。

1.3 特定福祉用具販売

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等規則第173条第2項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の十二の3(1)及び(4)の八の「二年間」は、指定居宅サービス等規則の規定に従い、「5年間」とする。

(2) 準用

(指定居宅サービス等条例第 1 1 7 条 , 指定居宅サービス等規則第 1 7 4 条)

準用の規定により , 1 2 の (1) 並びに 2 の (2) を参照すること。

第 3 介護予防サービス

1 総則

(1) 虐待防止等に係る研修 (介護予防サービス共通)

(指定介護予防サービス等条例第 6 条第 1 項)

高齢者の尊厳を守り , 高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

事業者は , 「高齢者虐待の防止 , 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 4 号) 」 (以下 , 「高齢者虐待防止法」という。) の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(2) 成年後見制度の活用 (介護予防サービス共通)

(指定介護予防サービス等条例第 6 条第 2 項)

成年後見制度は , 認知症 , 障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し , 支援するための制度である。

事業者は , 適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合 (利用者自身では , 各種契約 , 不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり , 利用者を法律的に支援する必要がある等) は , 地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し , 利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(3) 非常災害対策 (指定介護予防通所介護 , 基準該当介護予防通所介護 , 指定介護予防通所

リハビリテーション , 指定介護予防短期入所生活介護 , ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 , 基準該当介護予防短期入所生活介護 , 指定介護予防短期入所療養介護 , ユニット型指定介護予防短期入所療

養介護，指定介護予防特定施設入居者生活介護，外部サービス利用型
指定介護予防特定施設入居者生活介護)

(指定介護予防サービス等条例第7条)

事業者は，非常災害に際して必要な具体的計画の策定，関係機関への通報及び連携体制の整備，避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また，非常災害時には，事業者として，援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は，利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか，土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ，想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに，その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合，事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また，防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても，防火管理について責任者を定め，その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また，非常災害時には，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め，全ての従業者がその内容を熟知し，実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い，避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合，実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は，非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように，事前に市町村や地域住民のほか，医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うため

の連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

2 介護予防訪問介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第14条第2項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等規則第4条第1項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第31条第2項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の

終了後，5年間保存する等，適正な運用を図るものとする。

なお，他の法令等により，5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては，それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)の「二年間」は，指定介護予防サービス等規則の規定に従い，「5年間」とする。

(4) 基準該当介護予防訪問介護

(指定介護予防サービス等条例第19条，指定介護予防サービス等規則第34条)

準用の規定により，(1)から(3)までを参照すること。

3 介護予防訪問入浴介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第24条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第39条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2の(3)を参照すること。

(3) 準用

(指定介護予防サービス等規則第40条)

準用の規定により，2の(2)を参照すること。

(4) 基準該当介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防サービス等条例第29条，指定介護予防サービス等規則第41条)

準用の規定により，(1)及び(2)並びに2の(2)を参照すること。

4 介護予防訪問看護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第34条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第48条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の3(2)の「二年間」は、指定介護予防サービス等規則の規定に従い、「5年間」とする。

(3) 準用

(指定介護予防サービス等規則第50条)

準用の規定により、2の(2)を参照すること。

5 介護予防訪問リハビリテーション

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第39条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第53条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の4(2)の「二年間」は、指定介護予防サービス等規則の規定に従い、「5年間」とする。

(3) 準用

(指定介護予防サービス等規則第54条)

準用の規定により、2の(2)を参照すること。

6 介護予防居宅療養管理指導

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第 4 4 条第 2 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第 5 7 条第 2 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

(3) 準用

(指定介護予防サービス等規則第 5 8 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。

7 介護予防通所介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第 5 0 条第 2 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (1) を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第 6 4 条第 2 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の 6 (2) の「二年間」は、指定介護予防サービス等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

(3) 準用

(指定介護予防サービス等規則第 6 7 条)

準用の規定により、2 の (2) を参照すること。

(4) 基準該当介護予防通所介護

(指定介護予防サービス等条例第 5 5 条、指定介護予防サービス等規則第 6 8 条)

準用の規定により，（１）及び（２）並びに２の（２）を参照すること。

8 介護予防通所リハビリテーション

（１）基本取扱方針に規定する質の評価

（指定介護予防サービス等条例第５９条第２項）

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，２の（１）を参照すること。

（２）記録の整備に規定する保存年限

（指定介護予防サービス等規則第７２条第２項）

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，２の（３）を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の七（２）の「二年間」は，指定介護予防サービス等規則の規定に従い，「５年間」とする。

（３）準用

（指定介護予防サービス等規則第７５条）

準用の規定により，２の（２）を参照すること。

9 介護予防短期入所生活介護

（１）設備及び備品等に規定する廊下の幅

（指定介護予防サービス等条例第６５条第９項）

併設型の介護予防短期入所生活介護事業所のうち，地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては，住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から，廊下の幅は，本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

（２）基本取扱方針に規定する質の評価

（指定介護予防サービス等条例第６７条第２項）

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，２の（１）を参照すること。

(3) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等規則第 7 6 条第 1 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (2) を参照すること

(4) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第 8 3 条第 2 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の 8 (2) の「二年間」は、指定介護予防サービス等規則の規定に従い、「5 年間」とする。

(5) 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等規則第 8 5 条第 2 項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(6) その他サービスの提供に規定するレクリエーション

(指定介護予防サービス等規則第 8 9 条第 1 項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(7) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定介護予防サービス等条例第 7 1 条第 1 0 項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(1) を参照すること。

イ 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等規則第 9 8 条第 2 項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(5) を参照すること。

ウ 準用

(指定介護予防サービス等規則第100条)

準用の規定により、(3)及び(4)を参照すること。

(2)については、介護予防短期入所生活介護と共通する事項であるため、(2)を参照すること。

(8) 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防サービス等条例第77条，指定介護予防サービス等規則第102条)

準用の規定により、(2)から(6)までを参照すること。

10 介護予防短期入所療養介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第82条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第107条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の9(2)の「二年間」は、指定介護予防サービス等規則の規定に従い、「5年間」とする。

(3) 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等規則第112条第2項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、9の(5)を参照すること。

(4) その他サービスの提供に規定するレクリエーション

(指定介護予防サービス等規則第113条第1項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、9の(6)を参照する

こと。

(5) 準用

(指定介護予防サービス等規則第114条)

準用の規定により，9の(3)を参照すること。

(6) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

ア 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等規則第122条第2項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため，9の(5)を参照すること。

イ 準用

(指定介護予防サービス等規則第124条)

準用の規定により，(2)及び(5)で準用する9の(3)を参照すること。

(1)については，介護予防短期入所療養介護と共通する事項であるため，(1)を参照すること。

1.1 介護予防特定施設入居者生活介護

(1) 基本的取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第93条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第134条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため，2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の10(2)の「二年間」は，指定介護予防サービス等規則の規定に従い，「5年間」とする。

(3) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ア 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第144条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(3)を参照すること。
(1)については、介護予防特定施設入居者生活介護と共通する事項であるため、(1)を参照すること。

12 介護予防福祉用具貸与

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第104条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第153条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の11(3)の「二年間」は、指定介護予防サービス等規則の規定に従い、「5年間」とする。

(3) 準用

(指定介護予防サービス等規則第155条)

準用の規定により、2の(2)を参照すること。

(4) 基準該当介護予防福祉用具貸与

(指定介護予防サービス等条例第107条, 指定介護予防サービス等規則第156条)

準用の規定により、(1)及び(2)並びに2の(2)を参照すること。

13 特定介護予防福祉用具販売

(1) 基本的取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第112条第2項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(1)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等規則第 1 6 0 条第 2 項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため， 2 の (3) を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の 1 2 (3) の「二年間」は，指定介護予防サービス等規則の規定に従い，「 5 年間」とする。

(3) 準用

(指定介護予防サービス等規則第 1 6 2 条)

準用の規定により， 2 の (2) を参照すること。